

広島県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を世羅町役場の掲示場に掲示した。

平成三十一年四月十一日

広島県知事 湯崎英彦

所 在 場 所	の 所有者（登記簿上の所有者）氏名
世羅郡世羅町大字伊尾宇梅谷山一一六三七	加見泰久
世羅郡世羅町大字伊尾宇四郎丸沖一九三三の三	吉本勝一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- 2 立木の伐採の限度

変更しない。

次のとおりとする。

（「次のことおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）